

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」調査意見について（報告）

大 阪 港 湾 局

## はじめに

令和6年6月7日付けの大阪市入札等監視委員会からの意見「契約事務手続の適正化に向けて―「鯨死骸海上運搬処理業務委託」（大阪港湾局）の調査報告を受けて―」において、大阪港湾局は、

- 1 「公正契約職務執行マニュアル」違反等にかかる所属内調査
- 2 事務専決規程の適用誤りにかかる所属内調査
- 3 契約事務審査会の審議状況にかかる所属内調査
- 4 前述3項目にかかる研修の実施やマニュアル等の作成

の4項目について改善策を講じ、改善結果を報告することとされた。

また、上記項目のうち、「3 契約事務審査会の審議状況にかかる所属内調査」に関し、令和6年6月27日から8月7日まで、契約管財局による令和6年度を対象とした契約事務調査を受け、令和6年8月19日付けで「契約事務調査の結果について（通知）」があったため、その指摘事項への対応についても併せて報告する。

### 1. 「公正契約職務執行マニュアル」違反等にかかる所属内調査

「公正契約職務執行マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）違反等について、令和4年4月～令和6年7月末の期間に大阪港湾局に在籍したことがある職員で、契約事務やその発注などに携わり、マニュアルの適用対象となる職員402名に対し、令和6年8月14日から9月6日の間に、一人ずつ聞き取り調査を実施した。

調査の内容は、大阪港湾局在籍中の関係業者等との対応における、マニュアルに明記されている禁止事項（20項目）に「贈答品を渡すこと」を加えた計21項目に該当する行為の有無である。

聞き取った内容について、契約管財局の指導を仰ぎながら検証したところ、上記21項目のうち4項目に該当するもしくはその可能性がある行為を29件確認した。具体的には、①土産や記念品等の贈答品を受けることに該当するものが6件、②業者名が入ったカレンダー等の事務用品を受けることに該当するものが5件、③会食やパーティーをすることに該当するものが17件、④金品を贈答することに該当するものが1件であった（詳細は、別紙1参照）。

調査結果を踏まえ、各事象のうち具体的にどの行為がマニュアルに違反するか明確にしたうえで、局内において、すべての部長、課長に説明を行い、今後マニュアルに反する行為を行うことがないよう本市の契約事務に係る全職員に徹底する。

## 2. 事務専決規程等の適用誤りにかかる所属内調査

鯨死骸海上運搬処理業務委託契約（以下「本件契約」という。）に係る支出決定決裁（支出負担行為決議）について、大阪港湾局では、支出決定決裁の前段階で執行伺決議情報の決裁を局長まで得ており支出決定決裁の金額がその範囲内であったこと、契約締結に係る局長決裁を別途得ていることから契約金額は確定しているものであり新たに意思決定が生じるものではないとの解釈のもと、市役所課長等専決規程第3条第17号の「軽易若しくは定例の事務事業の執行決定」、あるいは第5条第1号の「配当及び配布予算の範囲内における定例確定的経費」に該当するとして経営改革課長の専決としていた。

また、令和6年8月から9月にかけて所属内調査を行った結果、本件以外の支出決定決裁についても、同様の理解のもと、金額の大小にかかわらず経営改革課長の専決としていた。

この点に関して、総務局との相談や契約管財局の指導に基づき、以下のとおり改めた。

本件契約に係る支出決定決裁は、その前に契約締結決裁を局長まで得ていたところであるが、そもそも契約を締結する意思決定権限と支出決定決裁の権限は異なるものである。すなわち、前者が大阪市契約規則により市長から局長等に契約締結権限が委任されているものであるのに対し、後者は大阪市事務専決規程等により市長の権限を局長以下に事務処理させているものであり、両者は、異なる権限である。

そのため、別途、契約締結決裁を専決権者まで得ていても、支出決定決裁を「軽易若しくは定例の事務事業の執行決定」又は「配当及び配布予算の範囲内における定例確定的経費」に該当するとして経営改革課長の専決とするのではなく、大阪市事務専決規程等に規定されている専決権者まで決裁を得ることとした。

## 3. 契約事務審査会の審議状況にかかる所属内調査

### （1）契約事務審査会の審議状況にかかる所属内調査とその結果

調査を行う際の着眼点等の指導を契約管財局から受けながら、令和4年度以降令和6年8月までの契約事務審査会における審議資料に随意契約理由の客観性を確保するための根拠となる資料等が盛り込まれているかについて所属内調査を行った。

調査の結果は、随意契約理由の客観性を確保するための根拠資料不足が38件あり、外部監察中ならびに下記指摘事項⑥を除く36件の内訳は、2号随契（契約の性質または目的による場合）が28件、5号随契（緊急の必要による場合）が8件であった。

この36件について再検証した結果、2号随契案件については、随意契約理由の根拠

となる資料を事後で確認できた案件が 27 件、確認できなかった案件は 1 件あった。

5 号随契案件のうち 5 件は事後で緊急性を示す根拠資料で緊急性を確認できたが、残る 3 件については緊急性を示す根拠資料が確認できなかったものの、いずれも製造者との随意契約であり、業者選定に問題はなかった。

今後は、説明責任を果たすことができるよう随意契約理由や緊急性を示す資料など客観性を確保するための根拠資料を契約事務審査会の資料として確実に添付する。

## (2) 契約管財局による契約事務調査とその指摘事項への対応

契約事務審査会の審議状況に関し、契約管財局による令和 6 年度を対象とした契約事務調査の結果、令和 6 年 8 月 19 日付けで「契約事務調査の結果について（通知）」を受領した。同通知における指摘事項への対応は次のとおりである。

### 指摘事項①

契約事務審査会審議事項案件のチェックリスト（契約管財局作成）の運用において、チェック漏れやチェックリストが添付されていなかった案件があった。また、使用するチェックリストも最新版を使用していないとの指摘があった。

このため、令和 6 年 10 月の契約事務審査会において、契約事務審査会審査資料の様式を改定し、チェックリストで確認したことを審査会事務局がわかるよう記載欄を設け、さらに審査資料にチェックリストを添付することでチェック漏れを防止する仕組みを整えた。

### 指摘事項②

包括審議の実施にあたっては、少なくとも年 1 回、契約方法や業者選定方法などを契約事務審査会に諮る必要があるが、当局で作成している「大阪港湾局比較見積もり実施要領」については、平成 28 年 3 月 30 日以降、契約事務審査会に諮っていない。また、事務フローチャートを作成し使用しているが、契約事務審査会で審議されたものではなく位置づけが不明瞭との指摘があった。

このため、改めて「大阪港湾局比較見積実施要領」を令和 6 年 11 月 6 日の契約事務審査会に諮った。また、事務フローチャートについては、局内研修用に作成したものであったが、今回改めて内容を精査・補完したフローチャートを作成し、11 月 6 日の契約事務審査会に諮った。

さらに、物品買入等については、予定価格 40 万円以下を比較見積り範囲としているが、今回の所属内調査の結果を受け競争性を確保するために令和 6 年 12 月 1 日から直営工事施工にかかる資材を除き原則入札へ変更するとともに、見積り合わせを行う場合は、1 者見積りとなることを避けるため、5 者以上から見積もりを徴取するよう

改めた。

#### 指摘事項③

契約事務審査会において、随意契約の包括審議の一部について、過年度の契約状況や恣意的な運用状況になっていないかの確認を行っている記録が見受けられないとの指摘があった。

所属内調査の結果、新たに他社が履行できる余地が生じていないか等について確認はしていたものの、チェックリストのチェック漏れやチェックリストの添付もれがあったため、令和6年9月25日開催の契約事務審査会から過年度の契約状況やチェックリストを審査会資料に加えることとし、包括審議案件の審議においては、毎年度の検証や検討を行うこととした。

#### 指摘事項④

令和5年度の随意契約理由の公表状況や特定少額契約、適正な検査事務手続きを行うための取組が適切に実施されているかの検証について、契約管財局が設定している調査期間内に行われていなかったとの指摘があった。

確認したところ、契約管財局が設定した期限内の令和6年8月8日に適切に行っていたことを確認したが、令和4年度は4月、令和5年度は7月に実施していたことから、令和7年度以降は第1四半期に実施することとする。

#### 指摘事項⑤

契約事務審査会審議においては、本市の標準契約書の利用を前提に審査会を開催しているため、審議資料の一部として契約書を求めているとのことだが、標準契約書を使用しない案件審議があった場合、漏れる恐れがあるので独自にチェックリストを作成するなど確認漏れをなくすこと、との指摘があった。

指摘事項①のチェックリスト（契約管財局作成）に標準契約書使用のチェック項目が既にあるものの、更に漏れないよう局独自に、契約約款を審議資料として定めた。

#### 指摘事項⑥

令和6年度の審議会にて審議された「大正区鶴町基地上架設備緊急補修工事」について、緊急随意契約の客観性を確保するための根拠資料がないまま審議を終えているため、本工事が真に緊急性を要する事案であったか、対外的な説明に耐えうる検証を行い、報告を行うよう指摘があった。

本工事は、大阪市が運航している渡船や船舶の安全航行のための浮標の維持管理等を行っている作業船の整備を行っている設備での不具合発生による補修工事であっ

た。本工事を一般競争入札により実施すると、契約事務に要する期間が長くなり、これにより船舶の整備が滞ると、渡船の運航や航行船舶の安全航行に支障が出るため、緊急随意契約を行ったものであるが、指摘のとおり審議する根拠資料が不十分であったため、改めて検証を行い、根拠資料を作成した。

なお、引き続き随意契約は例外的措置であることを十分認識し、客観性を確保し、同時に説明責任も果たせるよう、厳しく審査していくことを9月25日の契約事務審査会において確認した。

(参考 令和6年11月15日付契約事務調査指摘事項に係る改善報告について)

#### 4. 前述3項目にかかる研修の実施やマニュアル等の作成

##### 《項目1》

マニュアルの徹底のため、以下のとおり研修を行った。

- ・令和6年9月12日 契約管財局職員によるマニュアル研修  
(対象：課長級・課長代理級・係長級)
- ・令和6年9月13日 契約管財局職員によるマニュアル研修  
(対象：局長級・部長級)

##### 《項目2》

事務専決規程等の適切な運用のため、令和6年8月23日付で局内全課に事務手続を詳細に記載した通知文を発出し、9月1日から運用を改めた。

##### 《項目3》

局内調査の結果、事務職員の事業案（設計書）作成の知識に不十分な点が見られたため、技術職員による事業案作成研修を行った。

- ・令和6年10月18日 事業案作成研修（対象：各課の担当職員）

契約に関する見識を深めるため、契約管財局が行う調達・契約事務に携わる職員を対象としたeラーニング研修の受講対象者、研修科目を拡大し実施した。

- ・令和6年6月28日～ eラーニング契約事務研修  
(対象：大阪港に係る業務を行う行政職員全員)

随意契約に係る事務フローチャートを作成し、11月6日の契約事務審査会に諮った上で局内全課に周知した。

## 《その他》

コンプライアンス意識を含めた当局のマネジメントの改善に向けて、以下のとおり取り組んだ。

- ・令和6年11月7・8日 外部講師（弁護士）によるコンプライアンス研修  
(対象：課長代理級以上)
- ・令和6年12月2日（予定） 外部講師（専門家）によるマネジメント研修  
(対象：課長級以上)
- ・令和6年11月11日 大阪港湾局職員行動指針の改訂（別紙2のとおり）
- ・令和6年11月11日 大阪港湾局職員心得の策定（別紙3のとおり）